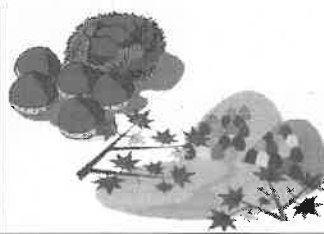


大々たより



11月号

上田駅前交番発行

TEL 22-8613

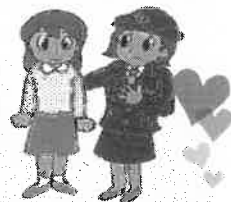
作成者 濱

犯罪被害者週間

令和11月25日(火)から12月1日(月)

犯罪による被害は、心や体が傷つけられるだけではありません。犯罪被害者やその御家族は、被害を受けた後も様々な困難に直面し、苦しめられています。

犯罪被害者やその御家族が再び平穏な生活を営むために、周囲の方の理解や共感、配慮、協力が求められています。犯罪被害者週間に、犯罪被害者等支援に対する理解を深めましょう。



警察における被害者支援制度

- 犯罪被害給付制度…故意の犯罪行為により被害を受けた被害者や御遺族に、国が給付金を支給します。
- 各種公費支出制度…捜査に必要な診断書料等、性犯罪被害にあわれた方の診察費用の一部、御遺体の搬送費用、一時避難のための宿泊料、ハウスクリーニング費用等について公費支出します。
- カウンセリング支援制度…警察部内カウンセラーによるカウンセリングの実施及び精神的被害の回復に有効な診察またはカウンセリング費用を公費支出する制度を整備しています。
- 指定被害者支援要員制度…事件捜査と並行して、指定された警察職員が、医療機関、捜査活動等への付添い、心配事の相談対応等の活動を行い、犯罪の被害にあわれた方や御家族を支援します。
- 被害者連絡制度…捜査状況、被疑者の検挙・処分状況等の連絡を行います。

こどもの性被害撲滅 ⚠

SNS等を利用して、こどもが裸の画像を送信してしまい、児童ポルノ等の被害者となる事案が発生しています。絶対に裸の画像等は、

撮らない

撮らせない

送らないようにしましょう。

フィルタリングの利用

家庭でSNS利用のルール作り

重要



女性に対する暴力をなくす運動

令和7年11月12日(水)から11月25日(火)

「ストーカー被害」や「DV被害」、我慢しないですぐ相談を！！

●警察本部警察相談窓口：#9110または026-233-0110

●警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110：026-234-8110

または0120-037-555

●性犯罪被害相談電話：#8103

●長野県女性相談センター：026-235-5710

●長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”：0266-22-8822

●DV相談ナビ：#8008

●DV相談プラス：0120-279-889

